川崎市職員のハラスメント防止対策委員会運営要綱

平成11年3月24日 10川総人第509号の4

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱(平成11年3月23日付け10川総人第508号。以下「防止要綱」という。)第10条に基づき設置されるハラスメント防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)の運営について、必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 対策委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は総務企画局人事部長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。 (所管事項)
- 第3条 対策委員会は、事務局等の報告に基づき、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 防止要綱第6条に定める苦情相談窓口に申出のあった苦情相談事項及びその対応策
 - (2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児 又は介護に関するハラスメント(以下「ハラスメント」という。)の防止に 関する職員研修、服務指導、その他職員の啓発指導状況
 - (3) 防止要綱第9条2項に規定する不利益取扱いについての申立て事項
 - (4) ハラスメントの防止対応策等に関する任命権者間の調整
 - (5) その他ハラスメントに関する事項
- 2 対策委員会は、前項に掲げる事項について必要と認める場合は、任命権者 に対して、改善点、対応策等必要な措置について意見を述べることができる。
- 3 対策委員会は、第1項に掲げる事項について関係課から必要な報告を求めることができる。

(会議)

- 第4条 対策委員会の会議は、1年に1回以上、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、不利益取扱いの申立てその他緊急の事項を審議するために必要 と認めるときは、随時、臨時の会議を招集することができる。
- 3 委員長は、特定の局の対応を審議するに当たり、公正な審議の確保のため に特に必要と認めるときは、当該審議の間、当該局の委員の退席を求めるこ とができる。

(秘密の保持)

第5条 対策委員会の構成員は、当事者のプライバシー等、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 対策委員会の事務局は、総務企画局人事部人事課に置く。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年8月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

総務企画局人事部人事課長

総務企画局人事部人材育成課長

市民文化局人権·男女共同参画室担当課長

上下水道局総務部庶務課担当課長

交通局企画管理部職員課長

病院局総務部庶務課長

消防局総務部人事課長

教育委員会事務局総務部庶務課長

教育委員会事務局職員部担当課長

職員労働組合が選任する者(1名)

教職員組合が選任する者(1名)